

事業系一般廃棄物収集・運搬及び処分業務委託(川南地区)【単価契約】仕様書

1 委託業務の名称

事業系一般廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（川南地区）【単価契約】

2 目的

本委託は、酒田市の事業活動に伴って生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約の日 から 令和9年3月31日 まで

4 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

5 排出予定数量

履行期間中の排出予定数量は52,592kgとする。ただし、排出予定数量はあくまで予定の数量であり、この数量を確約するものではない。

6 収集場所

新堀コミュニティ防災センター ほか15施設（別紙「収集場所施設一覧」のとおり）

7 収集運搬回数

各施設の収集運搬回数は別紙「収集場所施設一覧」のとおりとする。

8 収集運搬日時

収集運搬が可能な日時は、別紙「収集場所施設一覧」に記載の曜日等を除いた日とし、時間に関する記載がない場合は午前9時から午後5時までの時間帯とする。

各施設の収集運搬日程については、受託者が定めることとし、前月中旬までに各施設担当課に報告し、必要に応じて調整するものとする。なお、全施設の収集を同日中に行う必要はない。

9 廃棄物の処理方法

酒田地区広域行政組合ごみ処理施設（酒田市広栄町三丁目133番地）又は酒田市長の許可を受けた場所に運搬し処理すること。

1 0 廃棄物の排出容器

委託者が廃棄物を排出する際の排出容器は、原則として業務用ポリエチレン製袋とし、委託者が用意する。ただし、袋詰めが困難なものは他の荷姿で排出することができるものとする。

1 1 業務報告

受託者は、1 か月ごとに事業系一般廃棄物収集・運搬報告書（様式第 1 号）を委託者に提出する。

1 2 委託料の支払い

本業務の委託料については、実績に契約単価を乗じて算出される金額を毎月払いとし、受託者は、業務完了後に、請求書を提出し、委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。

ただし、収集運搬費の支払いについては、落札者が入札書に記載した 1 か月当たり日数分までとする。

1 3 受託者の責務

(1) 安全管理と法令等の遵守

- ① 受託者は、業務の遂行に当たって関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は、委託者に賠償金を支払い、委託者は、契約を解除することが出来る。
- ③ 収集運搬を実施するうえで必要な安全管理については、受託者が行うこと。
- ④ 収集運搬の実施に際しては施設利用者、児童、職員等の第三者を優先し、第三者災害防止に努め、適切な安全対策を行うこと。
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生規則など全ての条項を遵守し、危険防止対策を行い、従事者への安全教育を徹底し、労務災害その他事故等の発生がないよう、十分な業務体制をもって収集運搬を行うこと。
- ⑥ 業務に必要な車両は道路交通法など全ての交通法規を遵守し、一般道路、構内通路に関わらず法定速度ならびに規定速度を厳守し安全運転に努めるとともに一般車両などの通行に支障を来さないように注意すること。

(2) 再委託の禁止と情報の保持

- ① 受託者は、受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ② 業務の一部を請け負わせる場合は、事前に書面により委託者の承認を得るものとする。
- ③ 受託者及び従事者は、業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

1 4 許可証等

受託者は、酒田市長が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可証」を取得しており、許可証の事業の範囲に「一般廃棄物収集運搬（事業系じん芥）」が含まれていなければならない。

1 5 その他

- (1) 廃棄物の引渡し方法や集積場所の詳細については、落札後に各施設担当課と調整するものとする。
- (2) 排出に関する問い合わせ先は、各施設担当課とする。
- (3) 廃棄物の収集運搬量は、施設ごとに計量し、1 k g 未満の端数については四捨五入するものとする。
- (4) 収集時には、廃棄物が落下又は飛散することのないよう十分注意し、集積場所周辺を清潔に保つこと。廃棄物が落下又は飛散した場合は、速やかに清掃すること。
- (5) 本業務の実施において酒田市管理施設の建物、工作物その他物件に損害を与えた際は、その都度直ちに当該施設担当課に報告し、指示により受託者の負担で復旧するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議し定めるものとする。